

## 令和7年度 銚子市立高神小学校

# 学校いじめ防止基本方針

本校では、学校教育目標である「自分もみんなも大切にする児童の育成」を具現化し、知・徳・体のバランスのとれた力の育成を図り、生きる力を育てていく中で、児童が安心して学校生活を送ることができるように全職員で取り組んでいます。

## I いじめ防止対策について基本的な考え方

### 1 基本的な考え

いじめは決して許されない行為である。しかし、いじめはどの学級・どの学校にも起こる可能性がある。本校では、どの児童にもいじめは起こり得る、という認識に立ち、児童の知・徳・体のバランスのとれた育成をすることで、「いじめに気付く」「いじめをしない」「いじめをうけない」「互いの違いを認め合うことができる児童」とともに、「自分の命と他の人の命も大切にできる子」を育てていきます。

### 2 基本理念

- (1) 児童が安心して、学習や諸活動の取り組むことができるようにします。
- (2) いじめの及ぼす、心身への影響や危険性を理解し、いじめを見逃さず早期発見・早期対応に学校全体で組織的に取り組みます。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係者と連携して取り組みます。

### 3 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
『いじめ防止対策推進法』より

### 4 いじめ防止対策のための基本姿勢

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得るもの」であることを十分に認識し、全職員が温かな目を子どもに注ぎ、具体的な手立てを実行します。
- 児童には、「いじめは許されない行為である」ことを教えます。
- 児童が温かな人間関係の中で、安心して学校内外の生活を送ることができるようにするために、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をしていきます。
- いじめに発展しそうな問題を含め、いじめを発見した時には、迅速な対応と家庭と協力して児童を見守ります。

## 5 具体的な取組

- (1) いじめ防止に関する職員の共通理解を図り、共通実践します。
  - いじめの早期発見
  - いじめを発見した時やいじめの通報・相談があった際の組織的対応
  - いじめをした児童・保護者への指導や対応
- (2) 日常の指導を充実させます。
  - いじめを見過ごさない雰囲気づくり
  - 教職員一人一人の人権意識の高揚を図り、児童との温かな人間関係の構築
  - 児童一人一人の自己有用感の向上と自尊感情を育む教育活動の推進
  - 道徳教育と体験活動の充実による、豊かな情操と道徳心の育成
- (3) 組織的に対応します。
  - 生徒指導・いじめ防止対策委員会の設置
  - いじめ・ハラスメント相談窓口の設置と相談体制の整備
  - 関係機関、地域、各種団体や専門家との連携
- (4) いじめに関する調査を実施します。
  - 毎月「友達アンケート」または、「学校生活アンケート」を実施
  - 相談箱の設置
- (5) いじめに関する職員への研修や保護者への啓発活動を充実します。
  - 専門家による、いじめや情報モラル教育に関する講演会の実施
  - 学校運営協議会の公開
  - 「いじめ撲滅キャンペーン」や「いのちを大切にするキャンペーン」による取り組みの紹介

## 6 いじめの未然防止について

- 教師はわかりやすい授業を心がけ、児童の自己有用感の向上を図り、問題行動の未然防止に努める
- 教師の不適切な発言（差別的発言や児童の尊厳を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することの理解と学校全体で児童を守る意識の構築
- 保護者・地域に対して、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての啓発活動実施による連携

## 7 いじめの早期発見

- 毎月「友達アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係の把握といじめの早期発見・早期解決に努める
- 年に2回の教育相談週間を実施し、学級担任が児童一人一人に悩み等を把握
- 保健室前に相談箱を設置し、いつでも誰でも相談できる環境整備
- インターネットやスマートフォンの使い方について家庭への啓発活動の実施

## 8 いじめの相談・通報窓口

- 毎学期、児童及び保護者へ相談窓口を周知
- いじめの早期発見、早期対応の視点から、子どもによる情報提供（相談、通報）は適切な行為であることの児童への周知

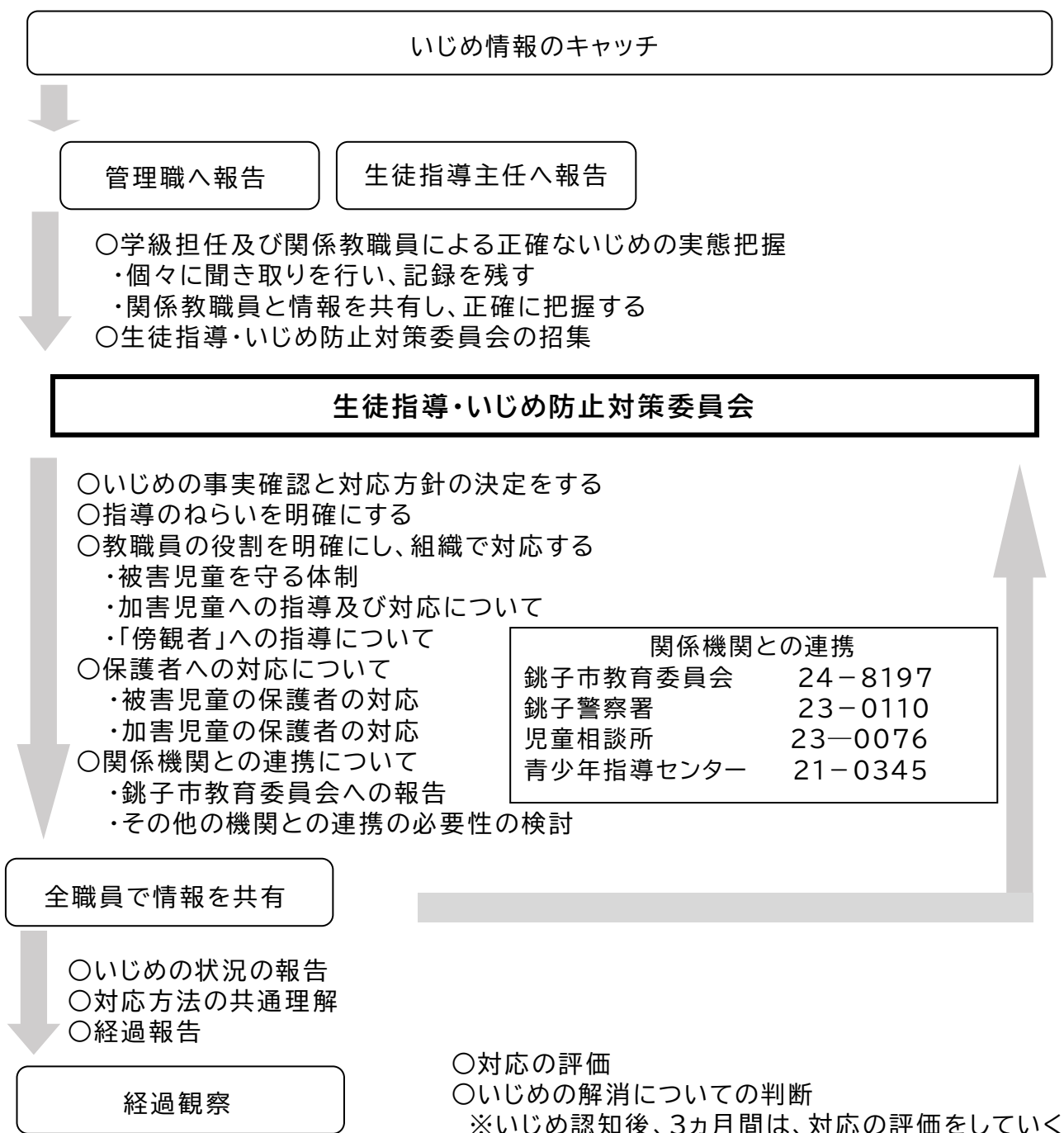
|      |                                                          |                     |                              |    |
|------|----------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------|----|
| 担当者  | 担任<br>教頭<br>教育相談担当<br>生徒指導担当<br>スクールカウンセラー<br>相談者が希望する職員 | 埴<br>高橋<br>畑尾<br>宮内 | 貴史<br>歩（養護教諭）・下谷<br>高人<br>健一 | 早苗 |
| 相談方法 | 1 電話による相談 2 来校による相談 3 相談箱による相談                           |                     |                              |    |

## Ⅱ いじめ防止対策組織について

### 【生徒指導・いじめ防止対策委員会】

|       |                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈構成員〉 | 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任<br>長欠対策担当、特別支援コーディネーター、養護教諭<br>※構成員は協議内容や事案に応じて柔軟に編成する。<br>・関係職員<br>・スクールカウンセラーなどの関係専門機関                     |
| 〈役割〉  | ①いじめ防止基本方針の作成と修正を行う。<br>②いじめ防止に関する年間計画を作成し、実施する。<br>③いじめに関する情報の収集をする。<br>④いじめを認知した際の初期対応と対応方針の決定をする。<br>⑤いじめに関する研修を行う。<br>⑥関係機関と連携する。 |
| 〈開催〉  | 年2回を定例会の他に、毎月のアンケート調査後には、いじめの認知の有無を確認する。<br>いじめを認知した場合には、以下のとおり対応する。                                                                  |

### 【いじめを認知した場合の対応】



### Ⅲ 重大事態への対応について

#### 1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記疑いがある場合には、発見者は、すぐに管理職へ報告し、以下のとおり迅速に対応する。

#### 1 的確な情報収集

- いじめの実態の的確な把握  
※被害児童からの聞き取りについては、保護者と相談した上で、判断する。
- 周囲の児童からの聞き取り
- 被害児童保護者からの訴え

#### 2 報 告

校長→銚子市教育委員会へ報告

#### 3 緊急対応

- 銚子市教育委員会と協議の上、委員会を開催
- 自殺、不登校、脅迫、暴行などに対応する必要性の有無
- 事実調査の内容と今後の対応について(再調査の必要性)
- 警察への通報など関係機関との連携

#### 4 調査の実施及び報告

- 上記緊急対応委員会で、再調査の必要生が有りと判断した場合には、2日以内に下記の内容について再調査を実施
- 調査項目
  - ・いじめの状況(いじめの態様やいじめ集団の構造など)
  - ・被害児童及び加害児童の言動や特徴
  - ・保護者の知っていること
  - ・教職員の知っていること
  - ・周りの児童の知っていること
- 調査結果について、銚子市教育委員会へ報告
- 被害児童保護者に対し、把握した事実及び今後の対応について適切に提供
- 加害児童保護者に対し、いじめの事実や学校の方針など報告

#### 5 解決に向けた指導・援助及び経過観察

- 被害児童・保護者、加害児童・保護者、教育委員会及び他の関係機関と連携し対応

## 6 再発防止（いじめをなくすための工夫）

- 「いじめ防止基本方針」及び校内の体制を見直し、再発防止に努める
- 関係機関より、指導・助言を受ける

### Ⅳ 公表、点検、評価について

- 「高神小いじめ防止基本方針」の学校ホームページでの公表
- 学校評価においていじめ問題への取組を評価し、必要に応じて「高神小いじめ防止基本方針」を見直す
- 学校運営協議会での、いじめの認知件数の報告及び点検の実施

### Ⅴ 年間計画について

| 月  | 生徒指導・いじめ防止対策委員会を中心とした取組                                                                                                                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○定例生徒指導・いじめ防止対策委員会</li> <li>○前年度の反省に基づき、今年度の具体的な計画の確認</li> <li>○相談箱の設置（年間）</li> <li>○友達アンケートの内容確認</li> <li>○「いじめ防止基本方針」の見直しと公開</li> <li>○友達アンケートの実施</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いのちを大切にするキャンペーン</li> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○教育相談週間①</li> </ul>                                                                                             |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○「命の集会」の実施</li> </ul>                                                                                                                     |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季休業中の児童の様子確認（不登校傾向児童・いじめの被害児童など）</li> </ul>                                                                                                                  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○前期のいじめの認知件数及び経過の確認</li> <li>○友達アンケートの実施</li> </ul>                                                                                                            |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談週間②（個別面談前に実施）</li> <li>○いじめ撲滅キャンペーン</li> <li>○友達アンケートの実施</li> </ul>                                                                                       |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○定期個別面談</li> <li>○学校評価</li> </ul>                                                                                                         |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○定例生徒指導・いじめ防止対策委員会</li> <li>○いじめの認知漏れ調査</li> </ul>                                                                                        |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○学校運営協議会での点検・評価</li> </ul>                                                                                                                |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達アンケートの実施</li> <li>○今年度の取組について反省と次年度への課題の検討</li> </ul>                                                                                                       |

※友達アンケートや日常の  
間接などで、いじめを認知  
した際は、必ず委員会を実  
施する。